

日高市国民健康保険税課税限度額の改正（案）について

1. 課税限度額

国民健康保険税についても、他の目的税と同様に、応能原則の適用に一定の制限を設ける必要から、課税の最高限度額を地方税法施行令で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規定することにより、被保険者負担の上限を抑える方法が採られている。

区 分	令和6年度	地方税法施行令（政令）
医療給付費分	65	65
後期高齢者支援金等分	22	24
介護納付金分	17	17
合 計	104	106

差
0
△2
0
△2

年度	政令	日高市	所沢市	飯能市	狭山市	入間市	鶴ヶ島市
令和4年度	65	63	63	63	63	63	63
令和5年度	65	65	65	65	65	65	65
令和6年度	65	65	65	65	65	65	65
令和7年度予定		65					

年度	政令	日高市	所沢市	飯能市	狭山市	入間市	鶴ヶ島市
令和4年度	20	19	19	19	19	19	19
令和5年度	22	20	20	20	20	20	20
令和6年度	24	22	22	22	22	22	22
令和7年度予定		24					

年度	政令	日高市	所沢市	飯能市	狭山市	入間市	鶴ヶ島市
令和4年度	17	17	17	17	17	17	17
令和5年度	17	17	17	17	17	17	17
令和6年度	17	17	17	17	17	17	17
令和7年度予定		17					

2. 課税限度額改正による影響

影響見込額（増収額）

影響世帯数

影響世帯の収入額（40歳以上夫婦に子1人の場合）

◎医療給付費分

— 千円

— 世帯

— 円以上

◎後期高齢者支援金等分

約 2,000 千円

約 100 世帯

約 9,830,000 円以上

◎介護納付金分

— 千円

— 世帯

— 円以上